

## 8. 保全配慮地区の計画

### 8-1 保全配慮地区の設定

旧市街地および平城宮跡から望み見られる本市の西の青垣の一つである矢田丘陵は、生駒市との行政区域界をなす緑となっています。しかし、奈良盆地周辺の青垣とは異なり、緑地保全に係る法制度の規制が弱いことから、今後その保全強化が望まれています。

このため、市街化調整区域に含まれる矢田丘陵全体を保全配慮地区として位置づけ、緑地保全のための方針と施策について検討します。

### 8-2 保全配慮地区の計画

#### (1) 地区の現況

矢田丘陵の尾根部の標高は概ね180~240mであり、阪奈道路が通過する中央付近で低くなり、北部と南部に分断されます。

北部のさらに北寄りには、飛鳥カンツリー倶楽部や王龍寺が位置し、ゴルフ場の開けた緑地空間と寺院の照葉樹林からなる鬱蒼とした緑が混在しますが、全体としては、マツやツツジが残るかつての里山的な環境を維持しています。

南部の山麓には、帝塚山の良好な住宅市街地が広がるほか、南端部では緩やかな山麓斜面地が広がり、田園風景が展開します。また、丘陵地内には近畿大学農学部キャンパスが立地しています。

矢田丘陵全体には奈良県の自然環境保全条例に基づく環境保全地区が指定されているほか、南部では風致地区、近郊緑地保全区域が重複して指定されています。



王龍寺と背後の照葉樹林



丘陵地内のゴルフ場

#### (2) 課題

矢田丘陵は、北部ではゴルフ場や社寺境内地、南部では大学や高等学校等の学校教育機関によって一部利用されるほか、自然歩道や公園等として線的・点的に利用されています。

しかし、標高が高くないほか造成等によって容易に改変されやすい地形・地質であることや、市街化区域が山麓まで近接していることなどから、今後その緑地としての保全が懸念されています。



丘陵地の麓での宅地開発の進行

また、ゴルフ場などの施設として活用されていない山林の区域については、管理が十分ではないことから、レクリエーション活用や景観、防災の面からも課題を残すこととなっています。

### （３）基本方針

- ・ 矢田丘陵の保全については、とくに、丘陵地のうち景観的に視認度の高い区域として標高 160m内外以上の緑地の保全を図ります。
- ・ 既に緑地としての土地利用が行われている地区については、緑化指導等により良好な緑地環境を維持するとともに、開発圧の高い地区で山なみの保全が危惧される地区については、さらに保全強化を図ります。
- ・ 南部の住宅地を含む地区は、緑地景観に配慮した住宅地内の緑化を促進するほか、丘陵部については風致地区や近郊緑地保全区域として、地域の協力のもと緑地としての担保性を確保します。
- ・ 利用面においては、山麓部の市街化区域からのアクセスの改善を図るとともに、丘陵地内においては、自然遊歩道などのネットワークの強化を図るほか、一部便益施設等の配置も検討します。



丘陵地の麓部（公園）

### （４）保全手法

矢田丘陵の緑の保全を土地利用の現状や課題に応じて以下のとおり推進します。

#### < 矢田丘陵のスカイラインの保全 >

- ・ 稜線および東側の斜面緑地の保全（緑地保全地域の指定）
- ・ 重要な緑地の保全強化（特別緑地保全地区の指定 ※一部に遊歩道や休憩施設等を配置）
- ・ 学校教育施設の緑化推進（風致地区および環境保全地区での緑化指導）
- ・ 社寺境内地の貴重な樹林の保全（奈良市文化財保護条例等）
- ・ 資源や施設を巡る散策路の再編（自然歩道整備）

#### < 山麓部の緑地景観の保全・形成 >

- ・ 山麓の田園環境等の保全（南部山麓部での風致地区および近郊緑地保全区域の指定継続 ※ゴルフ場区域は、良好な景観形成を前提に従来どおり継続。）
- ・ 山麓の緑地景観に配慮した宅地内緑化の推進（風致地区等での緑地景観に配慮した宅地

内緑化の推進)

- ・社寺境内地の樹林等の保全（奈良市文化財保護条例等）
- ・里山の環境保全、創造活動の推進（近畿大学との連携）
- ・景観に配慮した学校教育施設等の緑化推進
- ・緑地景観と調和したゴルフ場の環境保全の指導・誘導（環境保全地域として緑化指導）

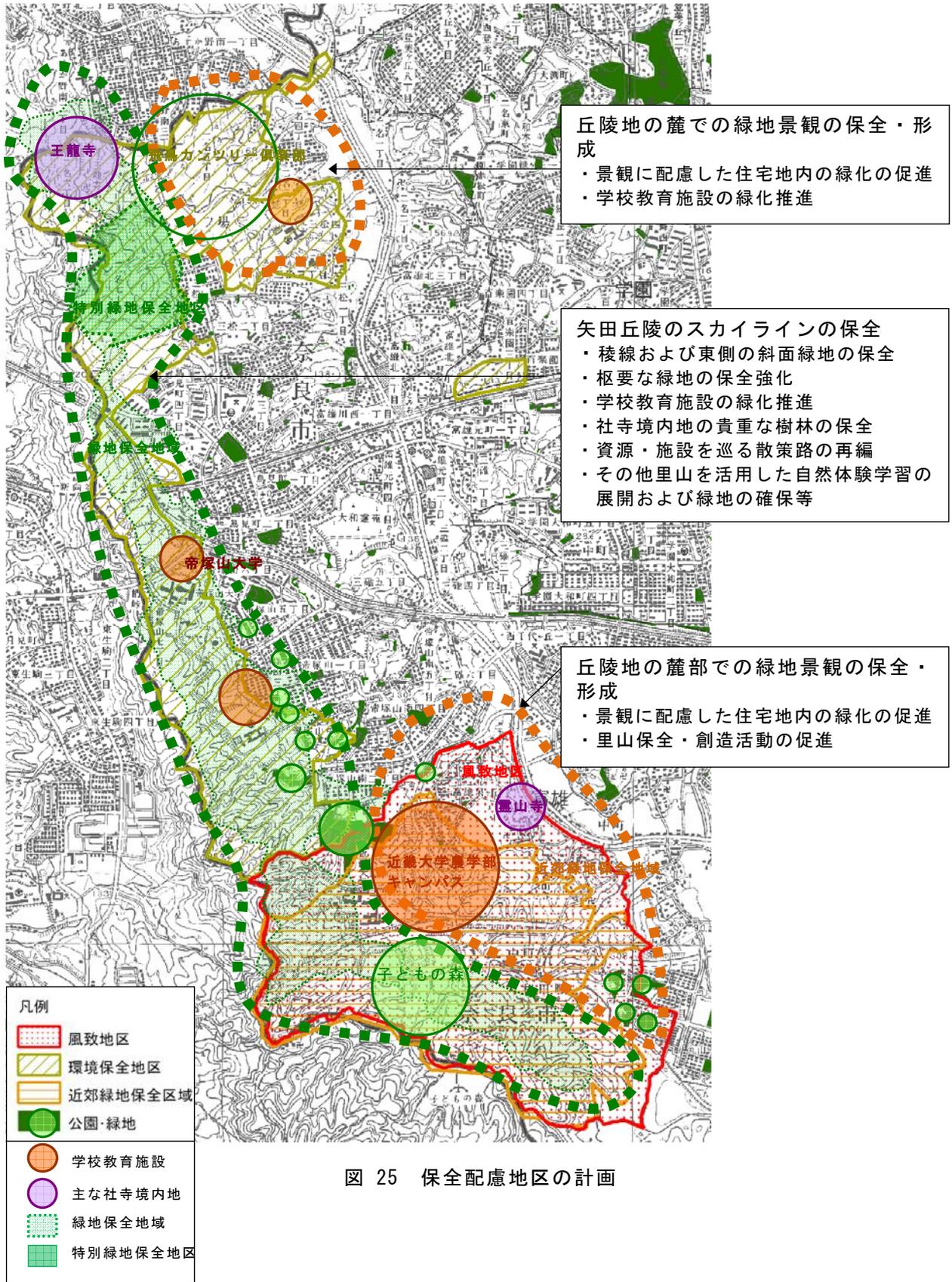


図 25 保全配慮地区の計画